港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸の整備等を促進する ため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1.港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- 2. 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上などによる競争力強化を推進するとともに、国際フィーダー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。
- 3. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。
- 4. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ 100 万人時代の実現を 目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進 すること。
- 5. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り被害を軽減するため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。 また、津波及び波浪の観測体制を強化すること。
- 6. 安全性・利便性の低下が懸念される港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、これまで整備したインフラのストック効果を継続して発揮するため、戦略的な維持管理・更新に係る措置を講じること。
- 7. 養浜事業等の海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置及び技術的支援を講じること。
- 8. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう、海面処分場を計画的に整備すること。

- 9. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
- 10. 漂流・漂着・海底ごみ対策
 - (1) 漂流・漂着・海底ごみ対策については、都市自治体に対する財政措置を充実するとともに、海岸漂着物等に係る関係法令を整備すること。
 - (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

11. 東日本大震災関係

- (1) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。
- (2) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積など港湾機能を拡大すること。